

長野県と東日本高速道路株式会社との包括的連携協定書

長野県（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携して、それぞれの資源を有効に活用し、長野県内の地域活性化を図るとともに、高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」という。）における質の高いサービスの提供を通じて、利用者の利便性向上及び利用促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 地域の安全・安心の確保に関すること
- （2） 観光振興及び高速道路の利用促進に関すること
- （3） 特産品振興及びSA・PAのサービス向上・利用促進に関すること
- （4） 環境保全に関すること
- （5） その他本協定の目的に沿うこと

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は随時協議を行い、具体的な連携内容、推進方法及び役割等について取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成21年1月27日から平成25年3月31日までとする。但し、この有効期間に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年1月27日

甲 長野県知事 村井 仁

乙 東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 井上 啓一